

四 半 期 報 告 書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第97期第1四半期) 自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

エーザイ株式会社

(E00939)

目 次

第97期 第1四半期報告書

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	7
第3 【設備の状況】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
(1) 【株式の総数等】	22
(2) 【新株予約権等の状況】	22
(3) 【ライツプランの内容】	33
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	33
(5) 【大株主の状況】	33
(6) 【議決権の状況】	34
2 【株価の推移】	34
3 【役員の状況】	34
第5 【経理の状況】	35
1 【四半期連結財務諸表】	36
(1) 【四半期連結貸借対照表】	36
(2) 【四半期連結損益計算書】	38
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	39
2 【その他】	48
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	49

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第97期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第97期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第96期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	195,819	734,286
営業利益 (百万円)	24,061	17,749
経常利益 (百万円)	23,863	18,850
四半期(当期)純利益(△損失) (百万円)	16,635	△17,012
純資産額 (百万円)	473,866	453,791
総資産額 (百万円)	1,165,343	1,123,939
1株当たり純資産額 (円)	1,646.26	1,575.49
1株当たり四半期(当期)純利益(△損失) (円)	58.39	△59.80
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	58.37	—
自己資本比率 (%)	40.2	39.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	18,564	73,242
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,736	△476,447
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△20,003	375,365
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	112,977	119,950
従業員数 (名)	10,972	10,686

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 第96期の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」は、当期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、連結財務諸表提出会社(以下当社という)、連結子会社63社および持分法適用関連会社1社で構成され、その事業内容は、医薬品分野とその他の分野に区分されております。医薬品分野では、医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等の研究開発・製造・販売を、また、その他の分野では、食品添加物、化学品、製薬用機械等の製造・販売を行っております。

当第1四半期連結会計期間における主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

[医薬品分野]

主な事業内容の変更および主要な関係会社の異動はありません。

[その他の分野]

平成20年6月30日、当社は当社所有の㈱クリニカル・サプライ(医療機器の研究開発および製造販売を主な事業とする当社の連結子会社)の全株式をテルモ株式会社に譲渡いたしました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

(1) 新規設立

平成20年4月に衛材機械科技发展(上海)有限公司を設立し、連結子会社といたしました。

平成20年6月30日現在

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任		営業上の取引
					当社 役員	当社 従業員	
衛材機械科技发展(上海)有限公司	中国 上海	千米ドル 200	その他の分野(製薬 用機械の販売支援・ メンテナンス)	100.00 (100.00)	—	有	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」の()内は間接所有割合であります。

3 特定子会社には該当いたしません。

(2) 除外

平成20年6月に当社は当社所有の㈱クリニカル・サプライの全株式をテルモ株式会社に譲渡したため、当第1四半期連結会計期間末において連結の範囲から除外しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	10,972 [1,118]
---------	----------------

(注) 1 従業員数には就業人員数(当社および連結子会社(以下、当連結グループという)からグループ外への出向者を除き、グループ外から当連結グループへの出向者を含む)を記載しております。

2 臨時従業員数(パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除く)は当第1四半期連結会計期間の平均人員を[]内に外書きしております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	4,356
---------	-------

(注) 従業員数には就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)を記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

① 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	金額(百万円)
医薬品分野	183,822
その他の分野	2,020
合計	185,842

(注) 1 金額は販売見込価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	金額(百万円)
医薬品分野	7,285
その他の分野	2,055
合計	9,340

(注) 1 金額は仕入価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結グループは販売計画に基づいて見込生産を行っており、受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	金額(百万円)
医薬品分野	190,622
その他の分野	5,197
合計	195,819

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
(米国) マッケソン社	29,389	15.0
(米国) カーディナルヘルス社	21,787	11.1

3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次のとおりであります。

(1) 株式売買契約

平成20年6月19日、当社は当社所有の㈱クリニカル・サプライ(医療機器の研究開発および製造販売を主な事業とする当社の連結子会社)の全株式をテルモ株式会社に譲渡する旨の株式売買契約を締結いたしました。当該契約に基づき、平成20年6月30日に株式譲渡を完了いたしました。

概要は次のとおりであります。

① 株式譲渡の理由

㈱クリニカル・サプライは、昭和43年に当社の子会社として設立された医療機器メーカーです。当社グループの一員として、「人にやさしい医療機器の提供」を企業理念に、カテーテル製品では独自のブランドを確立するなど、医療機器において自社による研究開発から製造販売まで一貫した事業展開を進めてまいりました。

医療技術が進歩を遂げる中、今後、㈱クリニカル・サプライが最先端技術に注視し、革新的な製品を提供するためには、医療機器に強みを有する企業との戦略的アライアンスによるシナジーの追求が不可欠と考え、また当社の医薬品を中心とした事業への選択と集中による経営資源の効率化を実現するという戦略にも合致することから、テルモ株式会社に当社所有の㈱クリニカル・サプライの全株式を譲渡することといたしました。

② 譲渡株式数および譲渡前後の所有株式の状況

イ. 譲渡前の所有株式数 135,680株(所有割合84.80%)

ロ. 譲渡株式数 135,680株

ハ. 譲渡後の所有株式数 - 株

③ 譲渡した子会社の概要

平成20年6月30日現在

商号	株式会社クリニカル・サプライ
本店所在地	岐阜県各務原市川島竹早町3番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中 宗之
資本金	80百万円
事業内容	医療機器の研究開発および製造販売

④ 株式の譲渡先の概要

平成20年6月30日現在

商号	テルモ株式会社
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋 晃
資本金	387億16百万円
事業内容	医療機器、医薬品の製造・販売
当社との関係	特になし

(2) 貸借契約

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
(米国) エーザイ・ コーポレーション・ オブ・ノースアメリカ	三菱東京UFJ銀行 ニューヨーク支店	平成20年 4月23日	タームローン契約	平成25年4月25日まで

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表規則に基づき四半期連結財務諸表を作成しており、前第1四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表については独立監査人の四半期レビューを受けていないため、当文章中の前年同四半期連結会計期間と比較した指標、金額は「参考値」として記載しております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の連結業績は、売上高1,958億19百万円(前年同四半期連結会計期間比11.2%増)、営業利益240億61百万円(同8.1%減)、経常利益238億63百万円(同15.9%減)、四半期純利益166億35百万円(同14.0%減)となりました。

売上高については、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」が729億36百万円(前年同四半期連結会計期間比8.3%増)と増加しましたが、プロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)は408億44百万円(同9.0%減)となりました。所在地別には日本、北米、中国、アジア他が順調に伸びました。

前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴うのれん償却額の計上や研究開発活動への積極的資源投入の結果、営業利益、経常利益、四半期純利益ともに減益となりました。

これにより、1株当たり四半期純利益は58円39銭(前年同四半期連結会計期間より9円67銭減)となりました。

[実業ベース]

企業活動の実態を見るため、「GAAPベース」(現行の会計基準ベース)から前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴う企業結合会計特有の処理(非キャッシュ項目)を除き算出した「実業ベース」での営業利益は321億27百万円(前年同四半期連結会計期間比22.7%増)、経常利益は319億30百万円(同12.6%増)、四半期純利益は226億23百万円(同17.0%増)となりました。

これにより、実業ベースでの1株当たり四半期純利益は79円41銭(前年同四半期連結会計期間より11円34銭増)となりました。

[キャッシュ創出力]

当社はキャッシュ・インカムを成長投資、事業開発、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、「キャッシュ創出力」を表わすものと考えております。よって、企業の成長性・戦略を検証する尺度として記載しております。

キャッシュ・インカムは312億28百万円(前年同四半期連結会計期間比14.5%増)となりました。

*キャッシュ・インカムの算式

四半期純損益+有形・無形固定資産減価償却費+インプロセス研究開発費+のれん償却額+減損損失

[資産等の状況]

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、1兆1,653億43百万円(前連結会計年度末より414億4百万円増)となりました。主な増加は、売上債権、無形固定資産、繰延税金資産などであり、現金及び預金、投資有価証券などは減少いたしました。

負債合計は6,914億76百万円(前連結会計年度末より213億28百万円増)となりました。主な増加は、売上割戻引当金、未払債務などであり、

純資産合計は4,738億66百万円(前連結会計年度末より200億75百万円増)となり、自己資本比率は40.2%(同0.3ポイント増)となりました。

[資金調達の状況]

前連結会計年度にMG I ファーマ社の買収資金として短期借入を行いました。短期借入金返済資金として平成20年4月に米国において7億米ドルの長期借入を行い、平成20年6月に国内において1,200億円の無担保普通社債を発行いたしました。その結果、短期借入金1,687億14百万円(前連結会計年度末より1,941億5百万円減)、社債1,208億65百万円(同1,200億35百万円増)、長期借入金1,244億94百万円(同744億94百万円増)となりました。

[セグメントの状況]

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものです)

①事業の種類別セグメント

<医薬品分野>

「アリセプト」が伸長し、前連結会計年度に買収したMG I ファーマ社の主力2製品が売上増に貢献いたしました。

この結果、医薬品分野の売上高は1,906億22百万円(前年同四半期連結会計期間比11.6%増)となりましたが、前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴うのれん償却額の計上や研究開発活動への積極的資源投入により、営業利益は249億43百万円(同7.2%減)となりました。

<その他の分野>

食品添加物、化学品、製薬用機械等の売上高は51億97百万円(前年同四半期連結会計期間比0.3%増)、営業利益は2億6百万円(同38.8%減)となりました。

②所在地別セグメント

<日本>

売上高は844億73百万円(前年同四半期連結会計期間比7.9%増)、営業利益は221億90百万円(同3.4%減)となりました。

医療用医薬品では、「アリセプト」の売上高は194億42百万円(前年同四半期連結会計期間比30.3%増)、「パリエット」の売上高は110億42百万円(同23.4%増)とそれぞれ伸長いたしました。

ヒト型抗ヒトTNF α モノクローナル抗体「ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8mL」を関節リウマチの効能・効果で平成20年6月に新発売いたしました。

<北米>

売上高は895億35百万円(前年同四半期連結会計期間比16.6%増)、営業利益は2億11百万円(同94.8%減)となりました。前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴う企業結合会計特有の処理(非キャッシュ項目)を除き算出した「実業ベース」での営業利益は82億78百万円(同101.4%増)であります。

「アリセプト」の売上高は434億15百万円(前年同四半期連結会計期間比4.7%増、現地通貨では21.0%増)、「アシフェックス」の売上高は259億7百万円(同18.6%減、現地通貨では5.9%減)となりました。なお、制吐剤「アロキシ」の売上高は94億53百万円、DNAメチル化阻害剤「ダコジェン」の売上高は43億61百万円となりました。術後の悪心・嘔吐予防を効能・効果とする「アロキシ注射剤0.075mg」の販促活動を平成20年7月に開始いたしました。

<欧州>

売上高は139億34百万円(前年同四半期連結会計期間比1.0%減)、営業利益は8億76百万円(同44.4%増)となりました。

「アリセプト」の売上高は79億52百万円(前年同四半期連結会計期間比13.4%減)、「パリエット」の売上高は24億57百万円(同1.2%減)となりました。

<中国>

売上高は27億63百万円(前年同四半期連結会計期間比22.3%増)、営業利益は6億40百万円(同19.3%増)となりました。

「アリセプト」の売上高は1億28百万円(前年同四半期連結会計期間比162.6%増)、「パリエット」の売上高は1億28百万円(同41.1%減)となりました。

<アジア他>(中国を除く)

売上高は51億13百万円(前年同四半期連結会計期間比10.5%増)、営業利益は13億41百万円(同19.2%増)となりました。

「アリセプト」の売上高は19億99百万円(前年同四半期連結会計期間比15.6%増)、「パリエット」の売上高は13億8百万円(同6.0%減)となりました。

<海外計>

日本を除く海外所在地別売上高の合計は、1,113億46百万円(前年同四半期連結会計期間比13.9%増)となり、売上高比率は56.9%(前年同四半期連結会計期間より1.3ポイント増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、185億64百万円(前年同四半期連結会計期間より107億43百万円増)となりました。税金等調整前四半期純利益は251億77百万円、減価償却費は122億68百万円、売上債権の増加額は178億30百万円、法人税等の支払額は154億62百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、77億36百万円の支出(前年同四半期連結会計期間より382億21百万円減)となりました。そのうち、有形固定資産の取得に115億46百万円を支出いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、200億3百万円の支出(前年同四半期連結会計期間より13億2百万円増)となりました。配当金の支払いに185億18百万円を支出いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,129億77百万円(前連結会計年度末より69億72百万円減)となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

なお、当社の株式会社の支配に関する基本方針は、次のとおりであります。

<基本方針の内容等>

当社における「株式会社の支配に関する基本方針の内容」、「基本方針の実現に資する特別な取組み」および「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」は、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」に記載しております。また、「当社の取組みが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないことおよび当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについての当社の取締役会の判断およびその判断の理由」についても本対応方針に記載しております。

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。本対応方針については、毎年、定時株主総会后に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で維持・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成20年度は、6月20日に開催された第96回定時株主総会終了後に、新任3名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長：岸本義之)で、本対応方針について、「証券取引法」から「金融商品取引法」への移行に伴う表記の変更をするが、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案することで全委員が賛成し、決議いたしました。社外取締役独立委員会は、本対応方針が以下の仕組みを有しており、取締役会の決議での継続を妥当と判断いたしました。

- ① 経営陣の恣意性が排除されている。
- ② 同方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。
- ③ 取締役選任議案をもって、同方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成20年7月31日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針] (平成18年2月28日公表、平成20年7月31日改正)

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならないと、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された第Ⅴ期中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様の価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることになります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくありません。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることになります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様にも事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求される所です。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等(1)について、保有者(2)の株券等保有割合(3)が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等(4)について、公開買付け(5)に係る株券等(6)の株券等所有割合(7)及びその特別関係者(8)の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け
 - (1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - (3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
 - (6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2.に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の執行役に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び執行役からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の検討、当社執行役による代替案の検討、買付者等と当社執行役の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、社外取締役独立委員会検討期間中、社外取締役独立委員会は、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3. 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3. 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

社外取締役独立委員会は、当該発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとし、かかる場合には、社外取締役独立委員会は必要と認める情報開示を行うことができます。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4. 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等を行うことはありません。

社外取締役独立委員会は、当該不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとし、かかる場合には、社外取締役独立委員会は必要と認める情報開示を行うことができます。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案作成等に必要範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間、その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉及び代替案の作成等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

取締役会は、本新株予約権の発行の決議を行った場合、直ちに当該決議をした事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3. 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等を行うことはありません。

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1. の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3. の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4. の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5. の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2. 及び6. の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、第V期中期戦略計画(2006年4月から2012年3月までを対象)の期間を包含すべく、2012年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

- (1) ①割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。))で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(同法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)及びその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、
- ②その共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)(上記(i)に定めるとき)、
- ③その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、
- ④上記①ないし③記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、

⑤実質的に、上記の①ないし④記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記①ないし⑤を総称して「特定大量保有者等」といいます。)は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6. 7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなりません。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することになります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

3) 発行に伴って株主の皆様にご必要となる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

以上

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び執行役が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対する代替案の決定
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同所有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(4) 研究開発活動

当社グループは、未だ十分な治療法が確立されていない疾病分野において、有用性の高い新薬等をいち早く患者様にお届けするために、最重点開発4テーマをコーポレートプログラムとして選定いたしました。テーマごとにチームを編成し、最優先の資源投入を行うなど、総力を挙げて取り組んでまいります。また、企業価値向上のための重要テーマの推進を強化するためにCEOオフィスを組織し、コーポレートプログラムなどの重要課題に関しては、CEOオフィスへ直接報告することで迅速な意思決定につなげるなど、新製品をいち早く提供するために的確な対応を推進してまいります。

[開発品の状況]

抗がん剤「E7389」(微小管伸長阻害剤)は、乳がんを対象としたフェーズⅢ試験を欧米で実施しており、日本でもフェーズⅡ試験が進行中であります。また、非小細胞肺癌(米国)、前立腺がん(欧米)、肉腫(欧州)を対象としたフェーズⅡ試験が進行中であります。なお、平成20年6月に開催された第44回米国臨床腫瘍学会(ASCO)年次総会で、同剤が前治療歴の多い局所進行性または転移性乳がんに対する抗腫瘍効果を示した臨床試験(フェーズⅡ試験)成績が発表されました。

AMPA受容体拮抗剤「E2007」は、神経因性疼痛、てんかんの2つの適応における開発に集中展開しております。欧米において、てんかんを対象としたフェーズⅢ試験を開始し、神経因性疼痛を対象としたフェーズⅡ試験が進行中であります。また、片頭痛予防に関しては米国でフェーズⅡ試験結果を踏まえて次試験計画の検討を進めており、多発性硬化症に関しては欧州でフェーズⅡ試験段階にあります。

エンドトキシン拮抗剤「E5564」は、日本、米国、欧州での同時申請をめざして、重症敗血症を対象としたフェーズⅢ試験が進行中であります。本試験は、国際共同治験として取り組んでおります。

DNAメチル化阻害剤「ダコジェン」は、米国で骨髄異形成症候群の治療において5日間投与とする用法・用量追加の申請準備中であります。

抗てんかん剤「ゾネグラン」は、欧州で全般性てんかん(併用療法)を対象としたフェーズⅢ試験を開始いたしました。

ヒト型抗ヒトTNF α モノクローナル抗体「ヒュミラ」は、日本で平成20年4月に関節リウマチの効能・効果で製造販売承認を取得いたしました。

平成20年5月、非イオン性造影剤「イオメロン350」「イオメロン350シリンジ」は、日本で肝臓領域のダイナミックコンピュータ断層撮影における造影に関する用法・用量の追加承認を取得いたしました。あわせて、「イオメロン350シリンジ」の高容量製剤である135mL製剤の剤形追加承認も取得いたしました。

不眠症治療剤「SEP-190」(GABA-A受容体作動剤)は、日本で不眠症を対象としたフェーズⅢ試験を開始いたしました。

アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」は、米国で小児におけるがん化学療法に伴う認知機能障害を対象としたフェーズⅢ試験を開始いたしました。なお、小児におけるダウン症候群を対象としたフェーズⅡ試験が進行中であります。

平成20年6月、プロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「パリエット/アシフェックス」は、米国で青年期(12歳以上)胃食道逆流症の短期治療(上限8週間)に係る追加承認を取得いたしました。また、日本で逆流性食道炎の用法・用量追加に関するフェーズⅡ/Ⅲ試験を開始いたしました。

平成20年4月、欧州委員会は、抗がん剤「MORAb-003」(モノクローナル抗体)、抗がん剤「MORAb-009」(モノクローナル抗体)をオーファンドラッグ(希少疾病用医薬品)に指定いたしました。なお、平成20年6月に開催された第44回米国臨床腫瘍学会(ASCO)年次総会で、「MORAb-003」に関する卵巣がんを対象としたフェーズⅡ有効性試験の成績が発表されました。本剤は現在フェーズⅢ試験の準備段階にあります。

平成20年5月、FDA(米国食品医薬品局)の麻酔・生命維持薬諮問委員会が開催され、米国で申請中の鎮静剤「fospropofol disodium」について承認の推奨が採択されました。平成20年7月、FDAより本剤の承認申請に関し、非承認通知を受領いたしました。本通知において、FDAは適切な研修を受けた専門医による本剤使用の承認にいたる今後の方向性もあわせて示しております。

当第1四半期連結会計期間における研究開発費総額は、357億45百万円(前年同四半期連結会計期間比17.2%増)、売上高比率18.3%(前年同四半期連結会計期間より0.9ポイント増)であり、そのほとんどが医薬品分野で発生しております。

(5) 経営成績の分析(本項に記載した金額は、四捨五入で表示しております)

①売上高、売上原価および売上総利益(返品調整引当金繰入額を含む)

当第1四半期連結会計期間の連結売上高は1,958億円であり、前年同四半期連結会計期間より198億円、11.2%増加いたしました。「アリセプト」および「パリエット／アシフェックス」の合計売上高は連結売上高の58.1%を占めており、このうち米国の構成比は全体の60.9%であります。また、前連結会計年度に買収したMG Iファーマ社の主力2製品「アロキシ」および「ダコジェン」がそれぞれ95億円、44億円と売上増に貢献しております。当連結会計年度はグローバルで進展する医療費抑制策や競争の激化に加え、円高など厳しい環境にあります。世界各国での「アリセプト」のさらなる伸長と、買収したMG Iファーマ社製品の寄与等により増収を見込んでおります。

当第1四半期連結会計期間の売上原価は394億円であり、前年同四半期連結会計期間より118億円の増加、売上原価率で4.5ポイント上昇いたしました。上昇の主な要因は、前連結会計年度に買収したMG Iファーマ社の影響等によるものであります。その結果、当第1四半期連結会計期間の売上総利益は1,565億円となり、前年同四半期連結会計期間より79億円、5.3%増加いたしました。

②販売費及び一般管理費

当第1四半期連結会計期間の販売費及び一般管理費(研究開発費除く)は967億円であり、前年同四半期連結会計期間より48億円、5.3%増加いたしました。その主な要因は、買収に伴うのれん償却額および業容拡大に伴う人件費等の増加によるものであります。当第1四半期連結会計期間の研究開発費は357億円であり、前年同四半期連結会計期間より52億円、17.2%増加いたしました。その主な要因は、主要開発品の臨床研究活動への積極的な資源投入によるものであります。

③営業利益

前連結会計年度の買収に伴うのれんおよび販売権の償却額が増加したことから、当第1四半期連結会計期間の営業利益は241億円となり、前年同四半期連結会計期間より21億円、8.1%減少いたしました。

なお、前連結会計年度のMG Iファーマ社買収に伴う企業結合会計特有の処理(非キャッシュ項目)を除き算出した「実業ベース」では321億円(前年同四半期連結会計期間比22.7%増)となりました。

④営業外損益および特別損益

当第1四半期連結会計期間の営業外損益は2億円の損失であり、前年同四半期連結会計期間より24億円減少いたしました。その主な要因は、社債および借入金の増加に伴う支払利息の増加等であります。また、特別利益は20億円であり、子会社株式売却益等によるものであります。特別損失は7億円であり、投資有価証券評価損等によるものであります。

⑤四半期純利益

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は166億円であり、前年同四半期連結会計期間より27億円、14.0%減少いたしました。なお、「実業ベース」では226億円(前年同四半期連結会計期間比17.0%増)となりました。

税金等調整前四半期純利益に対する税率は、国内における平成20年度税制改正に伴う研究開発税制の適用等により、前年同四半期連結会計期間の35.9%から当第1四半期連結会計期間は33.1%となりました。

その結果、当第1四半期連結会計期間における1株当たり四半期純利益(E P S)は58円39銭、「実業ベース」では79円41銭となりました。

(6) 資金の流動性および資本の財源についての分析(本項に記載した金額は、四捨五入で表示しております)

①資金の流動性

当第1四半期連結会計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、186億円(前年同四半期連結会計期間より107億円増)となりました。税金等調整前四半期純利益は252億円、減価償却費は123億円、売上債権の増加額は178億円、法人税等の支払額は155億円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、77億円の支出(前年同四半期連結会計期間より382億円減)となりました。そのうち、有形固定資産の取得に115億円を支出いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、200億円の支出(前年同四半期連結会計期間より13億円増)となりました。配当金の支払いに185億円を支出いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,130億円(前連結会計年度末より70億円減)となりました。

当社はキャッシュ・インカムを成長投資、事業開発、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、「キャッシュ創出力」を表すもの(企業の成長性・戦略を検証する尺度)であると考えております。当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・インカムは312億円(前年同四半期連結会計期間比14.5%増)となりました。

当社は積極的な事業活動の推進と有利子負債の返済に十分な資金を確保した上で、株主の皆様への安定的および継続的な配当を実施していく方針であります。

②資本の財源

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、資産合計の9.7%を占める1,130億円であります。当連結グループは、主に手許の現金及び現金同等物と営業活動から得た資金により、設備投資および研究開発活動を行っております。

当第1四半期連結会計期間末における借入債務合計は、4,141億円(前連結会計年度末より3億円増)となりました。当第1四半期連結会計期間末における短期借入債務は、1,687億円(同1,943億円減)となり、加重平均金利は0.93%となっております。当第1四半期連結会計期間末における長期借入債務は、利率が1.34%から3.92%、返済期限が平成23年から平成30年の無担保の借入金、無担保普通社債により構成されております。当第1四半期連結会計期間末現在で、長期借入債務の約69%は円建て、約31%は米ドル建てとなっております。当第1四半期連結会計期間末現在における自己資本比率は40.2%となりました。

*借入債務の算式

1年以内償還予定社債+短期借入金+社債+長期借入金

当社の財務戦略は、高い信用格付けを維持するとともに、安定した財務の健全性および柔軟性を確保することを基本としております。

なお、当社の長期借入債務の格付けは、平成20年6月30日現在、ムーディーズによって「A」、格付投資情報センターによって「AA-」であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

①当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画しておりました重要な設備の新設、拡充等について、重要な変更はありません。

②当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画しておりました重要な設備の新設、拡充等について、完了したものはありません。

③当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	296,566,949	296,566,949	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株引受権

当社は、新株引受権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19および当社旧定款第7条の規定に基づき、取締役および使用人に対して付与することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成12年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	53,200株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	3,090円(注2)
新株予約権の行使期間	平成12年9月1日～平成22年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,090円 資本組入額 1,545円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成13年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	68,600株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	2,668円(注2)
新株予約権の行使期間	平成13年9月3日～平成23年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,668円 資本組入額 1,334円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的となる株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものといたします。

- 2 株式の分割または併合が行われる場合、行使時の払込金額(以下、「発行価額」という)は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。また、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 新株予約権

(イ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,148個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	114,800株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,165円(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,165円 資本組入額 1,583円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。

2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法(以下、「改正前商法」という。)に基づく転換社債の転換および改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月24日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	721個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	72,100株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2,520円(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日～平成25年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,520円 資本組入額 1,260円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成16年6月24日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,937個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	193,700株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,170円(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成26年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,170円 資本組入額 1,585円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	2,356個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	235,600株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,820円(注3、4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,820円 資本組入額 1,910円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。

- 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

- 3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

- 5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

(ロ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成18年6月23日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,580個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	158,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～平成28年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

取締役会の決議日(平成19年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,680個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	168,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～平成29年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
- 2 株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとしたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとしたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(单元未満株主による单元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の i、ii、iii、iv および v の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ハ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成18年6月23日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	960個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～平成28年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成19年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	960個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～平成29年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の i、ii、iii、iv および v の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 ～ 平成20年6月30日	—	296,566	—	44,985	—	55,222

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の受領がなく、当第1四半期会計期間において大株主の異動については把握しておりません。

なお、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPから、平成20年8月7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により平成20年7月31日現在で24,483千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は8.26%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数を確認することができません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、平成20年6月30日時点の株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,665,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,352,100	2,843,521	—
単元未満株式	普通株式 549,549	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	296,566,949	—	—
総株主の議決権	—	2,843,521	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,300株(議決権13個)および5株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式19株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,665,300	—	11,665,300	3.93
計	—	11,665,300	—	11,665,300	3.93

(注) 平成20年6月30日現在の所有自己株式数(単元未満株式を除く)は11,668,900株であり全て自己名義であります。また、発行済株式総数に対する割合は3.93%であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	3,730	3,960	3,840
最低(円)	3,280	3,570	3,620

(注) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、取締役および執行役の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	58,082	68,593
受取手形及び売掛金	193,503	172,143
有価証券	62,922	56,287
商品及び製品	30,811	32,070
仕掛品	14,813	12,961
原材料及び貯蔵品	14,241	13,059
繰延税金資産	35,390	35,399
その他	23,999	25,361
貸倒引当金	△330	△308
流動資産合計	433,435	415,568
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	70,254	70,750
その他（純額）	84,790	76,332
有形固定資産合計	※1 155,045	※1 147,083
無形固定資産		
のれん	185,475	178,671
販売権	167,260	164,247
技術資産	64,302	61,346
その他	13,220	13,424
無形固定資産合計	430,258	417,690
投資その他の資産		
投資有価証券	84,939	89,544
繰延税金資産	51,263	43,650
その他	10,993	10,994
貸倒引当金	△591	△591
投資その他の資産合計	146,604	143,597
固定資産合計	731,908	708,370
資産合計	1,165,343	1,123,939

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,577	18,307
短期借入金	168,714	362,819
未払金	62,384	59,932
未払費用	61,913	56,738
未払法人税等	16,037	16,088
売上割戻引当金	31,079	23,324
その他の引当金	450	437
その他	7,968	5,542
流動負債合計	367,126	543,191
固定負債		
社債	120,865	830
長期借入金	124,494	50,000
繰延税金負債	42,365	40,249
退職給付引当金	23,327	24,104
役員退職慰労引当金	2,266	2,140
負ののれん	1,380	1,461
その他	9,651	8,170
固定負債合計	324,350	126,956
負債合計	691,476	670,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金	56,966	56,966
利益剰余金	412,206	415,961
自己株式	△39,708	△39,694
株主資本合計	474,450	478,219
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,924	9,509
為替換算調整勘定	△15,360	△38,868
評価・換算差額等合計	△5,435	△29,359
新株予約権	556	556
少数株主持分	4,295	4,374
純資産合計	473,866	453,791
負債純資産合計	1,165,343	1,123,939

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	195,819
売上原価	39,345
売上総利益	156,474
返品調整引当金繰入額	6
差引売上総利益	156,467
販売費及び一般管理費	※1 132,406
営業利益	24,061
営業外収益	
受取利息	800
受取配当金	546
為替差益	240
負ののれん償却額	81
その他	101
営業外収益合計	1,769
営業外費用	
支払利息	1,514
社債発行費	348
持分法による投資損失	8
その他	95
営業外費用合計	1,967
経常利益	23,863
特別利益	
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	432
子会社株式売却益	1,575
特別利益合計	2,011
特別損失	
固定資産処分損	59
投資有価証券評価損	610
その他	28
特別損失合計	698
税金等調整前四半期純利益	25,177
法人税、住民税及び事業税	16,041
法人税等調整額	△7,699
法人税等合計	8,341
少数株主利益	199
四半期純利益	16,635

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	25,177
減価償却費	12,268
のれん償却額	2,390
その他の損益(△は益)	464
売上債権の増減額(△は増加)	△17,830
たな卸資産の増減額(△は増加)	△594
仕入債務の増減額(△は減少)	△511
その他の流動負債の増減額(△は減少)	6,549
売上割戻引当金の増減額(△は減少)	6,194
その他	△4
小計	34,104
利息及び配当金の受取額	1,395
利息の支払額	△1,472
法人税等の支払額	△15,462
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,564
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△11,546
無形固定資産の取得による支出	△760
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△8,004
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	11,312
その他	1,262
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,736
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△193,825
長期借入れによる収入	73,185
社債の発行による収入	119,616
配当金の支払額	△18,518
その他	△461
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,003
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,202
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△6,972
現金及び現金同等物の期首残高	119,950
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 112,977

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>衛材機械科技发展(上海)有限公司については、当第1四半期連結会計期間において新たに設立されたことにより、連結の範囲に含めております。また、(株)クリニカル・サブライについては、当第1四半期連結会計期間末において当社の所有する全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>63社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>当社および国内連結子会社は、通常の販売目的で保有するたな卸資産について、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これに伴う、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、のれんの償却をはじめとする連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、営業利益は2,384百万円減少し、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ2,340百万円減少しております。また、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>なお、海外連結子会社ののれんについては、その発生原因により20年以内で均等償却しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を当第1四半期連結会計期間から早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これに伴う、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更</p> <p>有形固定資産</p> <p>従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、主に次の3つの理由により当連結グループの会計処理の統一と期間損益の適正化をはかるために判断したものであります。①平成18年4月から開始した中期戦略計画により今後益々、有形固定資産に占める海外比率が高まる見通しであること、およびグローバルな事業展開の重要性が増すなかで国際財務報告基準や米国会計基準を勘案し、海外連結子会社と減価償却方法の整合性をはかること、②当連結グループの製品群からは長期的かつ安定的な収益の獲得が見込まれることから、定額償却の方が収益に対応した減価償却費の配分をより適正に反映できること、③当社および国内連結子会社の有形固定資産は、全般的に耐用年数内で安定的に稼働しており、設備等の営繕や維持も定期的、計画的に実施されるため、修繕維持費は今後も平準化の見込みであること。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は575百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ387百万円増加しております。</p> <p>また、残存価額についても、有形固定資産の減価償却方法の変更を契機に当連結グループの会計処理方法を海外連結子会社が適用している方法に統一し、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は517百万円増加し、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ340百万円減少しております。</p> <p>なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は58百万円減少し、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ46百万円増加しております。また、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

(1) 棚卸資産の評価方法

当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出においては、前連結会計年度末の实地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、208,103百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、203,189百万円であり、減損損失累計額を含んでおります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。
販売諸費 50,225 百万円
研究開発費 35,745 百万円
給与・賞与 16,779 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年6月30日現在)
現金及び預金勘定 58,082百万円
有価証券勘定 62,922百万円
小計 121,005百万円
預入期間が3カ月を超える
定期預金等 Δ 3,562百万円
取得日から償還日までの期間が
3カ月を超える債券等 Δ 4,464百万円
現金及び現金同等物 112,977百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 296,566千株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 11,668千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 当社(親会社) 556百万円

なお、当第1四半期連結会計期間末において権利行使期間の初日が到来していない新株予約権は、次のとおりであります。

会社名 決議年月日	当社 平成18年6月23日	当社 平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 22名 当社使用人 32名	当社取締役 10名 当社執行役 24名 当社使用人 32名
ストック・オプション数(注)	普通株式 254,000株	普通株式 264,000株
付与日	平成18年7月10日	平成19年7月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左
権利行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日	平成21年7月9日～ 平成29年6月22日
当第1四半期連結会計期間末残高	294百万円	261百万円

(注) 株式数に換算して記載しております。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

平成20年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 18,518百万円
- ② 1株当たり配当額 65.00円
- ③ 基準日 平成20年3月31日
- ④ 効力発生日 平成20年5月26日
- ⑤ 配当の原資 利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	医薬品分野 (百万円)	その他の分野 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	190,622	5,197	195,819	—	195,819
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	58	3,629	3,688	(3,688)	—
計	190,681	8,827	199,508	(3,688)	195,819
営業利益	24,943	206	25,150	(1,089)	24,061

(注) 1 当連結グループの事業区分は、医療用医薬品を中心とする「医薬品分野」とこれに属さない「その他の分野」であります。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
医薬品分野	医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等
その他の分野	食品添加物、化学品、製薬用機械、その他

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴い、営業利益は、医薬品分野において2,384百万円減少しております。

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(4)に記載のとおり、従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益は、医薬品分野において352百万円、その他の分野において34百万円それぞれ増加しております。

また、残存価額について、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法へ変更したことに伴い、営業利益は、医薬品分野において329百万円、その他の分野において11百万円それぞれ減少しております。

なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、営業利益は、医薬品分野において22百万円、その他の分野において23百万円それぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	84,473	89,535	13,934	2,763	5,113	195,819	—	195,819
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	25,248	14,094	9,648	9	103	49,105	(49,105)	—
計	109,721	103,629	23,582	2,773	5,216	244,925	(49,105)	195,819
営業利益	22,190	211	876	640	1,341	25,260	(1,199)	24,061

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦および中国以外の区分に属する主な国または地域

① 北 米：米国、カナダ

② 欧 州：英国、フランス、ドイツ等

③ アジア他：中国を除くアジア諸国および中南米諸国等

3 日本におけるセグメント間の内部売上高は、主として親会社からの海外子会社に対する製品売上高等であります。また、北米、欧州、アジア他におけるセグメント間の内部売上高は、主として海外研究開発子会社の親会社への売上高であります。

4 所在地区分の変更

当連結グループは、従来、所在地の区分を、日本、北米、欧州、アジア他としておりましたが、中国の重要性が増したことにより、中国事業担当執行役を任命するなどグループ管理体制を変更いたしました。これに伴い、当第1四半期連結会計期間より、アジア他に含めておりました中国を独立掲記いたしました。この結果、アジア他の売上高および営業利益が、中国の売上高および営業利益とそれぞれ同額減少しております。

5 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴い、営業利益は、北米において2,347百万円減少しております。欧州、アジア他においての影響は軽微であります。

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(4)に記載のとおり、従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、営業利益は、日本において387百万円増加しております。

また、残存価額について、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法へ変更したことに伴い、営業利益は、日本において340百万円減少しております。

なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、営業利益は、日本において46百万円増加しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	欧州	中国	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	91,393	18,179	2,763	6,061	118,397
II 連結売上高(百万円)					195,819
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	46.7	9.3	1.4	3.1	60.5

- (注) 1 地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 中国以外の各区分に属する主な国または地域
 ① 北米：米国、カナダ
 ② 欧州：英国、フランス、ドイツ等
 ③ アジア他：中国を除くアジア諸国および中南米諸国等
 3 海外売上高は当連結グループの本邦以外の国または地域における売上高であります。
 4 所在地区分の変更と同様の理由により、当第1四半期連結会計期間より、アジア他に含めておりました中国を独立掲記いたしました。この結果、アジア他の海外売上高が、中国の海外売上高と同額減少しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額および科目名
 該当事項はありません。
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
 該当事項はありません。
 なお、平成20年7月7日付で、次のストック・オプションを付与いたしました。

会社名 決議年月日	当社 平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 26名 当社使用人 36名
ストック・オプション数(注)	普通株式 288,000株
付与日	平成20年7月7日
権利確定条件	付与日(平成20年7月7日)以降、権利確定日(平成22年6月20日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	平成20年7月7日～平成22年6月20日
権利行使期間	平成22年6月21日～平成30年6月20日
権利行使価格	3,760円
公正な評価単価(付与日)	530円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,646円26銭	1株当たり純資産額	1,575円49銭

2. 1株当たり四半期純利益等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	58円39銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	58円37銭

(注) 1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(百万円)	16,635
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	16,635
期中平均株式数(千株)	284,900
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
普通株式増加数(千株)	93
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数753千株)。 ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 米国における「アシフェックス」特許侵害訴訟について

平成20年7月、米国連邦巡回控訴裁判所は、当社と当社の米国連結子会社エーザイ・インクが、米国において後発医薬品メーカーに対して提訴していたプロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「アシフェックス」（日本での「製品名：パリエット」）に関する物質特許侵害訴訟について、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所が示した本剤の物質特許が有効とする略式判決および本特許が権利行使可能であるとする判決の双方を支持するとの判断を示しました。

(2) 剰余金の配当について

平成20年5月14日開催の当社取締役会において、平成20年3月31日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり第96期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の期末配当を行う旨決議いたしました。

1 配当財産の種類および帳簿価額の総額	
金銭による剰余金の配当	18,518百万円
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項	
当社普通株式1株当たり期末配当額	65.00円
3 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成20年5月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役専務 松居 秀明
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長である内藤晴夫および代表執行役専務兼最高財務責任者である松居秀明は、当社の平成20年4月1日から平成20年6月30日までの第97期第1四半期の四半期報告書の提出時点において、当該四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。